

令和 8 年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引

蟹江町

日頃は、町政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在に蟹江町内に所有している償却資産について申告していただく必要があります。（地方税法第383条）この「申告の手引」を参考に償却資産申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

提出期限：令和 8 年 2 月 2 日（月）

※ 期限間近になりますと窓口が混雑しますので、

令和 8 年 1 月 19 日（月） までの提出にご協力ください。

申告の際のお願い

- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少のない場合でも、「償却資産申告書」と「種類別明細書」を提出してください。
- 申告にはマイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。
- 郵送による提出で、「償却資産申告書」の控えに受付印を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

提出先及び問い合わせ先

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町役場 総務部 税務課 固定資産税係

電 話 0567-95-1111（代表）【内線 185・186】

F A X 0567-95-9188

～令和 8 年度の申告から本町申告書で申告される場合の様式が変わりました～

作成書類の説明を P 6～7 に、記載方法を P 9～11 に掲載していますのでご覧ください。

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

たとえば、事業を行っている会社や個人がその事業のために用いることができる構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品等が対象となります。

1 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、看板（広告塔等）、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備 1 家屋の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
第3種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、構内運搬車、貸車等（ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象は除きます。）
第6種	工 具 、 器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、ロッカー、金庫、レジスター、放送設備、テレビ、陳列ケース、その他測定工具、取付工具、検査工具、医療機器、自動販売機、パソコン等

※ 業種別の主な償却資産については、P4を参照ください。

2 申告する資産とは

毎年1月1日現在に事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)、(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

○ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

イ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

ウ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）

エ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）

オ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

3 申告の必要がない資産とは

次に掲げる資産は償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの

イ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権等）

ウ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

エ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

オ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

《参考》

～少額の減価償却資産等の固定資産税の取扱いについて～

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、以下①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、以下④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（※1、4）	申告対象外	・・・・・・・・・・・・・・・・		
②	3年一括償却（※2、4）	申告対象外		・・・・・・・・・・・・・・・・	
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例（※3、4）	申告対象			・・・・・・・・
⑤	個別減価償却（※5）	申告対象			

（※1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（※3）中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（※4）上記①②④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は当該償却方法の対象外となります。

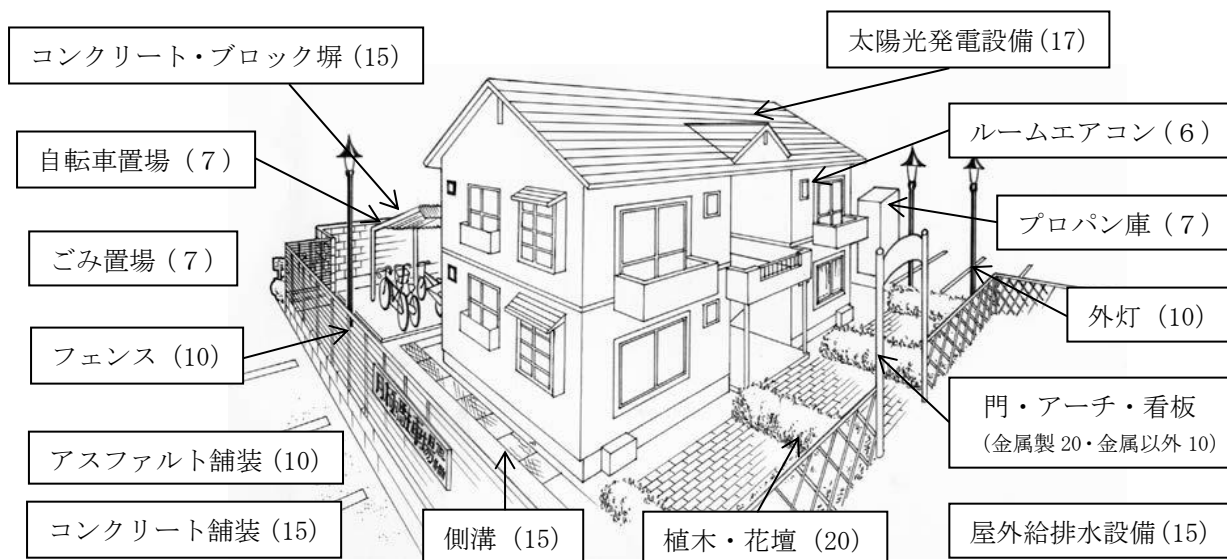
（※5）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

4 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。() 内の数字は耐用年数です。

業種	主な償却資産の例示
共通	タイムレコーダー (5)、事務机 (15)、事務椅子 (15)、応接セット (8) ロッカー (15)、キャビネット (15)、金庫 (20)、レジスター (5)、コピー機 (5)、ルームエアコン (6)、パソコン (4)、サーバー (5)、LAN配線 (10)、看板 (10)、受変電設備 (15)、舗装路面 (10又は15)、太陽光発電設備 (17)
飲食業	食卓 (5)、椅子 (5)、厨房用品 (5)、カラオケ (5)、冷蔵庫 (6)
理・美容業	理・美容椅子 (5)、消毒殺菌器 (5)、タオル蒸器 (5)、パーマ器 (5)、サインポール (3)、湯沸かし器 (6)
クリーニング業	洗濯機 (13)、脱水機 (13)、ドライ機 (13)、プレス (13)、給排水設備 (15)
小売業	冷凍機 (9)、肉切断機 (9)、挽肉機 (9)、電子秤 (5)、冷蔵ストッカー (4)、陳列ケース (6又は8)、冷蔵庫 (6)、自動販売機 (5)
医(歯)業	レントゲン機器 (6)、調剤機器 (6)、ファイバースコープ (6)、消毒殺菌用機器 (4)、手術機器 (5)、歯科診療ユニット (7)
製造業	金属製品製造設備 (6又は10)、食料品製造設備 (10)、旋盤 (10)、ボール盤 (10)、プレス機 (10又は15)、圧縮機 (10又は15)、測定工具 (5)
不動産貸付業	駐車場舗装 (10又は15)、看板 (10)、塀 (10又は15)、緑化設備(植木等) (20)、外灯 (10)、フェンス (10)、電力引込線 (20)、屋外給排水設備 (15)、自転車置場 (7)、ルームエアコン (6)、太陽光発電設備 (17)、ごみ置場 (7)

<例：賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産>



5 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

6 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

建物附属設備と償却資産の区分について

○ 償却資産とするもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

○ 家屋とするもの

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備等

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

特定附帯設備とは、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線、配管等のことをいいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

(3) 主な設備等の家屋と償却資産との区分を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管、配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

※ 一般的な施工状況のものを想定し、作成しております。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方です。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて共有名義で申告してください。

また、前年中に事業廃止等により、申告すべき資産がなくなった場合についても、資産を除却等した旨の申告をお願いします。

2 作成していただく書類

《本町申告書で申告される場合》

同封しました「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書（全資産用・プレ申告用）」及び「種類別明細書（増減資産用）」を次の注意事項にしたがって作成してください。

使用方法	書類名	注意事項
集計を記載	償却資産申告書 （償却資産課税台帳） ※感圧複写式のもの	複写式となっています。1枚目を提出していただき、2枚目を控用としてください。 氏名がカナ印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に異動がない場合は、申告書の「□資産に増減なし」に✓を入れてください。
保管用	種類別明細書 （全資産用・プレ申告用）	前年までに申告されている資産がすべて印字されています。 申告者の控えとしていただき、提出は不要です。
減少・訂正する資産を記載	種類別明細書 （増減資産用） ※資産が印字されているもの	送付しましたすべてのページを提出してください。 前年までに申告されている資産がすべて印字されています。 内容をご確認いただき、前年中に異動があった資産については「異動区分」の欄に2～3（2 減少 3 訂正）の該当の数値を記載してください。 ※ 2 減少 の場合は「取得価格」の欄に減少後の「取得価格」を棒線で見え消ししていただき、記入してください。 （例）全部減少の場合は「0」 ※ 3 訂正 の場合は、訂正欄を棒線で見え消ししていただき、訂正後の内容をご記入ください。
資産を増加する	種類別明細書 （増減資産用） ※白紙で感圧複写式のもの	複写式となっています。1枚目を提出していただき、2枚目を控用としてください。 前年中に取得した資産を記載していただき「異動区分」の欄には『1 増加』の数値を記載してください。

（注）申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので黒又は青ボールペンでていねいに記入してください。

《電算処理による独自様式で申告される場合》

増加・減少した資産のみではなく、1月1日現在に所有するすべての資産について、評価額、決定価格及び課税標準額を算出し、申告してください。資産の内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	評価額、課税標準額の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用 及び減少資産用)	資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数（改定耐用年数も含む）・減価残存率・価額・特例率（該当有の場合）・課税標準額・増加事由（1～4）は必ず記載してください。 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記載してください。 種類ごとに区分し、それぞれの合計額を記載してください。 <u>(注) 価額の最低限度は、取得価額の5%です。</u>

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

ア 償却資産申告書

イ 種類別明細書

※ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書（増減資産用）＊資産が印字されているもの」は**必ず提出**してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

ア 非課税資産を所有されている場合……………事実を証明する書類、非課税申告書

イ 課税標準の特例がある資産を所有されている場合……………事実を証明する書類

ウ 短縮耐用年数を適用された場合……………国税局長の承認通知書（写）

エ 増加償却をされた場合……………税務署長への届出書（写）

オ 減免該当資産を所有されている場合……………減免申請書、事実を証明する書類

4 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。

該当する償却資産を所有されている方は、申告書等に記入のうえ、非課税内容に係る資料を添付してください。

5 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、申告書等に記入のうえ、特例内容を証明する書類（届出書、許認可証書等の写し）を添付してください。また、税制改正等により該当する資産、適用期間、範囲等が変更される場合がありますのでご注意ください。

6 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

該当する償却資産を所有されている方は、申告書等に記入のうえ、それを証明する書類（届出書、承認通知書等の写し）を添付してください。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

7 マイナンバー（個人番号）の取扱いについて

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、法律に基づいた本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、本人確認書類をお持ちください。

また、郵送の場合は本人確認書類の写しを添付し提出してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や、eLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認書類の提示・添付は不要です。

8 eLTAXによる申告について

蟹江町では、償却資産に係る固定資産税について、インターネットを利用した地方税の総合窓口システム「eLTAX」による申告を受付しています。

詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）でご確認ください。

**PCdeskは、無料でご利用
いただけます。**

eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/software/>）からPCdeskをダウンロードいただけます。

申告書の作成をサポート

eLTAX IDと連携して住所、氏名等が自動入力されることや、税額の自動計算等の申告書作成支援機能があります。

また、紙の申告書と同じイメージで、画面表示がされ、様式ごとに印刷することができるなど、様々なサポート機能を備えています。



eLTAXのご案内



eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/



減少・訂正する資産の記載に使用

太枠で囲まれた各項目の内容を記載してください。

《申告年度》
令和 7 → 7
平成 26 → 26

《増減事由》
異動があつた資産に
は見え消しを行い、該当
する番号と名称を記載
してください。

3 : 売却
4 : 滅失
5 : 移動
6 : その他

(提出用)

《異動区分》
2:減少
3:訂正
のいずれかの
記載ください。
(異動が無い
欄のままとし
い)

《数量》
資産の数量を訂正
があれば見え消し訂
正してください。

《資産の名称等》
資産の名称に訂正があれば見
え消し訂正してください。また、
名称は、20 文字以内で記載して
ください。

《取得年月》
資産を取得した年月に訂正があれば見え消し訂正してください。
なお、年号については、

《取得価額》
当該資産の取得価額に訂正
があれば見え消し訂正してく
ださい。

なお、取得価額は、償却資
産を取得するために通常支出
すべき金額をいいます。
圧縮記帳については、認め
られておりません。

《耐用年数》
耐用年数に訂正があれば見え消し訂正してください。
また、耐用年数は耐用年数省令又は国税局長が認めた耐用年数等を記載してください。

《小計》ページごととの取得価額の小計を記載してください。

増加する資産

太枠で囲まれた各項目の内容を記載してください。

《申告年度》
令和 8→8
平成 26 →26

《増減事由》
該当する番号と名称
を記載してください。
1：新品取得
2：中古品取得
5：移動
6：その他

(提出用)

《耐用年数》
耐用年数省令又は国
税局長が認めた耐用年
数等を記載してください。

《取得年月》
資産を取得した年月を
記載してください。
なお、年号については、

資産の数量を記載してください。

《取得価額》
当該資産の取得価額を記載
してください。
なお、取得価額は、償却資
産を取得するために通常支出
すべき金額をいいます。
圧縮記帳については、認め
られておりません。

《元日取得》
元日（1月1日）に取得し
た場合は「1」をご記載く
ださい。

《資産の名称等》
資産の名称は、20 文字
以内で記載してください

《異動区分》
1：増加
の数値をご記載ください。

《資産の種類》
該当する資産の種類
を1～6の数字で記載
してください。

1	： 構築物
2	： 機械及び装置
3	： 船舶
4	： 航空機
5	： 車両及び運搬具
6	： 工具、器具及び備品

《摘要》
当該資産を記した事項を課税の対象とする旨をその旨とする（例：特定の資産（例：土地）は、その耐用年数（例：30年）に基づいて減価償却（例：10年）を増加（例：10年）の表示（例：10年）の耐用年数（例：10年）に合致（例：10年）する（例：10年）事項（例：10年）な（例：10年）

《小計》ページごとの取得価額の小計を記載してください。

Ⅲ 償却資産の評価から納税まで

1 評価額の計算方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

《固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法》

ア 前年中に取得された償却資産

評価額＝取得価額×前年中取得の減価残存率

イ 前年前に取得された償却資産

評価額＝前年度評価額×前年前取得の減価残存率

※ 以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5％になるまで減価します。

算出した評価額が5％を下回る場合は、取得価額の5％の額が評価額となります。

減価残存率表（抜粋）								
耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取 得	前年前 取 得		前年中 取 得	前年前 取 得		前年中 取 得	前年前 取 得
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	25	0.956	0.912
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	35	0.968	0.936
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	40	0.972	0.944
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	45	0.975	0.950
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	50	0.977	0.955
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

（計算例）

取得時期：令和3年2月、取得価額：450,000円、耐用年数：3年の場合

- ・ 令和4年度＝450,000円×0.732＝329,400円
- ・ 令和5年度＝329,400円×0.464＝152,841円
- ・ 令和6年度＝152,841円×0.464＝ 70,918円
- ・ 令和7年度＝ 70,918円×0.464＝ 32,905円
- ・ 令和8年度＝ 32,905円×0.464＝ 15,267円<22,500円

※ 令和8年度で、算出額が取得価額の5％（22,500円）より小さくなるため、以降22,500円が評価額になります。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して、毎年1月1日時点の資産の価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

3 税額の計算方法

税 額 (100 円未満切り捨て)	=	課税標準額の合計※1 (1,000 円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)
----------------------	---	-------------------------------	---	---------------

※1 課税標準額（※2）の合計とは、同一の市（区）町村内に所在する資産の価格の合計です。

※2 課税標準額とは、毎年1月1日現在の資産の価格をいいます。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の価格に特例率をかけたものが課税標準額となります。

《免税点》

同一の市（区）町村内の資産の課税標準額の合計が、150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

4 納税について

4月初旬に納税通知書と納付書を送付しますので、金融機関等で納付をお願いします。

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになります。

なお、町税の納付は、一度お申込みいただければ、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な口座振替をご利用ください。

～口座振替のススメ～

出かけず納付ができ**便利！**

納付忘れがなくなり**確実！**

現金を扱わないから**安全！**

○申込手続き

取扱金融機関窓口又は役場税務課窓口にて「口座振替依頼書」をご記入ください。

持ち物：預金通帳の口座番号の控え・印鑑（金融機関への届印）

※ 振替可能金融機関は、町内に取引窓口がある金融機関になります。

※ ゆうちょ銀行を利用される場合は、ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

※ 毎月10日までの申込で、翌月からの振替となります。

○口座振替日

振替日は、各納期の末日となります。（随時課税分を除きます。）

年税額を一括で振替される場合は、最初の納期の末日となります。

※ 末日が、土・日・休日の場合は、翌営業日になります。

※ 残高不足の場合は、振替ができません。各振替日の前日までに残高を確認してください。

また、再振替はありません。

IV その他

1 国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）の取扱いと国税（法人税・所得税）の取扱いとの主な違いは次のとおりです。

項 目	固定資産税（償却資産） の取扱い	国税（法人税・所得税） の取扱い
償却計算の基準	賦課期日（毎年1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳	認められません ※1	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価） ※2	原則区分評価 （一部合算も可）

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

※2 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更ありません。

2 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び蟹江町税条例第68条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加え延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

3 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、償却資産に関する調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく、5年を限度として資産を取得された翌年度まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。